

■特記仕様書記載例

第〇条 快適トイレの設置

1. 内容

受注者は、快適トイレを設置する場合は、現場に以下の（１）～（１１）の仕様を満たさなければならない。

（１２）～（１７）については、満たしていればより快適に使用出来ると思われる項目であり、必須ではない。

【快適トイレに求める機能】

- （１）洋式（洋風）便器
- （２）水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置付き含む）
- （３）臭い逆流防止機能
- （４）容易に開かない施錠機能
- （５）照明設備
- （６）衣類掛け等のフック、又は、荷物の置ける棚等（耐荷重を5kg 以上とする）

【付属品として備えるもの】

- （７）現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- （８）周囲からトイレの入口が直接見えない工夫
- （９）サニタリーボックス（女性用トイレに必ず設置）
- （１０）鏡と手洗器
- （１１）便座除菌クリーナー等の衛生用品

【推奨する仕様、付属品】

- （１２）室内寸法 900×900mm 以上（面積ではない）
- （１３）擬音装置（機能を含む）
- （１４）着替え台
- （１５）臭気対策機能の多重化
- （１６）室内温度の調整が可能な設備
- （１７）小物置き場（トイレットペーパー予備置き場等）

2. 快適トイレに要する費用

快適トイレに要する費用については、当初は計上していない。

受注者は、上記 1 の内容を満たす快適トイレであることを示す書類を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することとし、精算変

更時において、見積書を提出するものとする。【快適トイレに求める機能】（１）～（６）及び【付属品として備えるもの】（７）～（１１）の費用については、従来品相当を差し引いた後、57,000円/基・月を上限に設計変更の対象とする。

なお、設計変更数量は、現場毎に必要性を協議の上、決定する。

また、運搬・設置費は、共通仮設費（率）に含むものとし、積算上限額を超える費用については、現場環境改善費(率)を想定しており、別途計上は行わない。

3. その他

快適トイレの手配が困難の場合は、監督職員と協議の上、本条項の対象外とする。

■工事打合せ簿（受注者協議）記載例

（内容）

本工事において、快適トイレを設置します。
設置を予定している快適トイレの仕様や基数、期間は以下のとおりです。

ア 満足している仕様

「快適トイレに求める機能」及び「付属品として備えるもの」の項目（１）～（１１）の全て、及び「推奨する仕様、付属品」の項目（○）、（○）、（○）

イ 設置予定基数

男性用：○基、女性用○基

ウ 設置予定期間

令和○年○月○日～令和○年○月○日

快適トイレの導入における費用の積算について

1. 快適トイレの設置

- 標準仕様を満たすトイレを設置することを標準とする。
- 「快適トイレに求める機能（１）～（６）」及び「付属品として備えるもの（７）～（１１）」については、受注者は必ず備えるものとする。備えていないトイレは、快適トイレとして扱わないこととする。
- 原則、全ての工事に適用するが、設置基数を現場毎に必要性を協議の上、決定することから、当初は金額を計上せず、導入できた工事について変更契約時に計上する方法とする。
- 快適トイレを複数設置できる工事は、点在型工事、施工範囲が広い工事などとする。
- 工事現場に新たにトイレを設置する場合に適用する。（現場事務所等を間借りした建物とした際に既設トイレが快適トイレの仕様を満たしている場合や現場作業員が使用しない場合には適用しない。）
- 監督職員は、「快適トイレに求める機能（１）～（６）」及び「付属品として備えるもの（７）～（１１）」について、内容が確認できる資料を受注者に提出を求め、確認できた場合に費用を計上するものとする。

2. 快適トイレの計上費用

- 快適トイレの費用は、57,000 円／基・月を上限に「積算上の差額」※¹を計上するものとし、設置基数は、現場毎に必要性を協議の上、決定する。
 - ※¹：「積算上の差額」とは、実際にかかった費用から 10,000 円（従来品）を除いた額。
- 計上費用は、「積算上の差額」と「57,000 円／基・月」を比較し、どちらか安い方の費用を共通仮設費（営繕費）に計上するものとする。（管理費区分の設定は行わない。）
- ハウス型等の場合、入口が別になっている場合に限り、入口別に 57,000 円／基・月上限まで計上可能とする。
- 積算上限額を超える費用については、現場環境改善費（率）を想定しており、積上計上しない。

【具体的な計上方法例】

- ①実際に導入した快適トイレ費用 70,000 円／基・月の場合（積算上の差額 60,000 円）
積算で計上する費用 ： 57,000 円／基・月
- ②実際に導入した快適トイレ費用 40,000 円／基・月の場合（積算上の差額

30,000 円)

積算で計上する費用

: 30,000 円／基・月

快適トイレの導入に当たっての配慮事項について

建設現場で働く女性の活躍をサポートする取り組みとして、快適トイレを導入する際は、以下の（１）～（８）に配慮することとする。

（１）原則

女性が現場にいる場合は、女性トイレを設置する事を標準とする

（２）全般

女性トイレの設置に当たっては、あらかじめ、建設現場で働く女性の意見を聞く

（３）設置位置

女性トイレと男性トイレや喫煙所は隣接して設置せず、一定の距離を確保する

（４）動線の配慮

男性トイレと女性トイレは入口を分ける等の動線の配慮をする

（５）ドアの向き

女性トイレのドアは、開けたら真正面ということのないよう、便座と直角の向きドアを採用するなどの工夫をする

（６）照明

窓の大きさに応じて、中にいる人のシルエットが窓に映り込むことのないよう、照明をスポットライト式にするなどの工夫をする

（７）室温

トイレ内の室温を快適に保つため、冷暖房、扇風機等の設備を備え付けるなどの配慮をする

（８）性別の徹底

混雑等を理由に、男性が女性トイレを使用することのないよう徹底する